

令和五年十一月六日提出
質問第九二二号

照射食品に関する質問主意書

提出者 大河原まさこ

照射食品に関する質問主意書

照射キヤットフードの調査状況と、照射ベビーフード裁判の判決が現在の食品安全行政のリスク分析なら判決理由が不適切なものであるという国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学部門高崎量子応用研究所の研究者による発言についてたずねる。

一 オーストラリア政府は輸入キヤットフードへの照射を義務付けてきた。しかし、照射キヤットフードを食べた猫が致命的な神経障害を引き起こす事件が二〇〇八年から報告され、オーストラリア政府は二〇〇九年六月に、輸入キヤットフードへの放射線照射をやめるよう命じた。照射餌の猫への神経障害は人間の健康にもかかわる問題であると海外の研究者も発言している。照射餌による猫の神経障害について、その原因など調査研究を日本の研究機関で行っているか。政府の把握するところを明らかにされたい。

二 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学部門高崎量子応用研究所の肩書で小林泰彦氏が食品照射の実用状況と消費者の受容という連続記事を公益社団法人日本アイソトープ協会の RADI OISOTOPES に掲載している。

小林泰彦氏は照射ベビーフード裁判の判決について科学的なリスク分析の考え方が導入された現在の食

品安全行政の立場からは、この判決理由が不適切なものであることは言うまでもないと述べている。現在の食品安全行政のリスク分析で照射ベビーフード裁判の判決が誤っているというような発言は社会に対して大きな誤解を生じさせると考えるが、政府はこの発言を妥当と考えるか。

右質問する。